

2021年11月25日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

福祉・介護従事者の抜本的な処遇改善を国の責任で —経済対策における介護職員等の賃上げ策に対する声明—

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
(略称：21・老福連)

〒603-8488 京都市北区大北山長谷町 5-36
TEL 075-465-5300 FAX 075-465-5301

政府は11月19日に閣議決定した経済対策において、福祉・介護職員の収入を3%程度、月額9000円引き上げる、という賃上げ策を示しました。

21・老福連は、新型コロナウイルス禍で、感染の不安を抱えながら高齢者と介護家族の生活を支え続ける福祉・介護事業の従事者に、1日も早く届くように賃上げの早期実施を求めます。

同時に私たちは、今回の賃上げの内容を驚きと失望をもって受け止めました。施設介護職員の賃金は、全産業平均月収よりも月6万8000円、ボーナスを含めれば月9万5000円も低い現状（2020年度「賃金構造基本統計調査」より）です。首相みずから、全産業平均月収と比較したうえで介護職員への賃上げを表明したにもかかわらず、わずか9000円の賃上げ額に「一桁違うのではないか」と驚きを隠せません。賃金格差の1割にも満たない引き上げでは、福祉・介護従事者の低賃金と担い手不足の根本的解決が望めないのは明らかです。私たちは、全ての福祉・介護事業に従事する職員の抜本的な処遇改善をあらためて求めるものです。

また今回の賃上げの対象は2022年2月～9月分ですが、10月以降は来年度予算編成過程で検討する、とされました。これまでのように介護報酬の加算に組み込まれることになれば、利用者負担や保険料に跳ね返るのが介護保険制度であり、コロナ禍で生活苦にある国民や低所得者への更なる負担増につながります。国民の生活と介護の基盤を担う福祉・介護従事者の処遇改善は、介護保険財源の公費負担割合引き上げなど、国民負担や利用者負担を伴わず、福祉を拡充する視点に立つて行うべきです。

福祉・介護事業は、感染防止のための利用自粛や感染発生による休業、感染や濃厚接触による職員の休職等で、厳しい事業運営が続いています。介護保険制度は完全出来高払い制であるため、利用自粛や休業によって収入は激減し、基本報酬への加算である処遇改善加算も連動して減っています。処遇改善どころか、前年並みの給与支給さえ危ぶまれるのが現場の実態です。福祉・介護従事者の処遇改善には、一時的な対策ではなく、職員処遇を含めた基礎的経費が、稼働率によらず保障される仕組みが必要です。また、全国の特別養護老人ホームで国基準の1.5倍の看護・介護職員を配置している現状を見れば、国の職員配置基準の低さが低賃金の根本原因であることも明らかです。

経済対策は「公定価格の在り方の抜本的な見直し」を明言しました。私たちは、出来高払い制による厳しい経営状況や、実際の職員配置が国基準を上回っている実態を踏まえ、福祉・介護従事者の処遇改善に真に結びつく公定価格の抜本的見直しを求めるものです。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を経験し、どんな状況でも国民の生活と介護を支え続ける、福祉・介護従事者の低賃金と過酷な労働環境・担い手不足は、今や社会問題となっています。今こそ、感染・災害下でも安定して福祉・介護サービスが提供できる報酬体系と、職員確保・処遇改善を国の責任で行う仕組みへの転換に、大きく舵を切るときではないでしょうか。

基本方針の第一に「国民の声を丁寧に聞き、政策に反映させていくこと」を掲げた新しい政府が、福祉・介護従事者の抜本的な処遇改善に、責任をもって取り組むことを強く求めます。